

第13章 旅行事故緊急費用保障条項

(旅行事故緊急費用共済金の支払事由)

- 第64条 本会は、責任期間中に生じた予期せぬ偶然な事故の直接の結果として、責任期間中に負担を余儀なくされた費用を、旅行事故緊急費用共済金として、被共済者に支払います。ただし、エス・ティー・ワールドおよびエス・ティー・ワールドのグループ会社を通じて手配したものに限ります。また、「予期せぬ偶然な事故」とは、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行者（ツアーオペレーターを含む。）によりその発生の証明がなされるものに限ります。ただし、航空機については24時間以内に代替便を用意されなかった場合に限ります。
2. 本会が支払うべきこの旅行事故緊急費用共済金の額は、第65条（旅行事故緊急費用の範囲）の1の(1)から(6)までの費用について共済期間を通じ旅行事故緊急費用共済金額を限度とします。ただし、それぞれ次の金額を共済期間中の限度とします。(1)は20万円、(2)(3)(4)(5)は10万円、(6)は1回の事故につき5万円とします。

(旅行事故緊急費用の範囲)

- 第65条 前条第1項の費用とは、次に掲げるものをいひます。ただし、この共済契約に付帯された他の保障条項において共済金支払いの対象となる費用の額、被共済者が払い戻しを受けた金額および負担を予定していた金額を除き、(6)により支払われるべき金額は(1)および(2)の費用の額から控除します。
- (1) 交通費
 - (2) 宿泊施設の客室料
 - (3) 国際電話料等通信費
 - (4) 渡航手続費
 - (5) 被共済者が渡航先において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかつた現地でのオプションツアーについて、取消料、違約料その他の名目において、そのオプションツアーが提供または手配を行う機関との契約上払い戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを必要とする費用。ただし、エス・ティー・ワールドおよびエス・ティー・ワールドのグループ会社を通じて手配したものに限ります。
 - (6) 現地におけるパスポートの再取得または帰国のための渡航書の取得の費用
2. 前項の費用とは、本会が通常社会通念上妥当と認めた費用、または、同等の事故に対して通常負担する費用相当額とします。本会は、その超過額に対しては、旅行事故緊急費用共済金を支払いません。

(旅行事故緊急費用共済金を支払わない場合)

- 第66条 本会は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた費用に対しては、旅行事故緊急費用共済金を支払いません。
- (1) 第33条（傷害死亡共済金を支払わない場合）第1項第(1)号、第(2)号および第(8)号から第(11)号に掲げるいずれかの事由によるとき。
 - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。

(事故の通知)

- 第67条 被共済者が第64条（旅行事故緊急費用共済金の支払事由）第1項に定める事由に該当したときは、共済契約者、被共済者またはこれらの者の代理人は、その支払事由の生じた日からその日を含めて30日以内に、事由の発生および遅延等の状況またはその他本会が必要と認める事項について本会に書面により通知しなければなりません。また、この場合において本会が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
2. 共済契約者または被共済者が、本会の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、本会は、旅行事故緊急費用共済金を支払いません。